

決算特別委員会会議録

日時 平成23年11月16日(水) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後1時20分

場所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 山田 一功
委員 前島 茂松 皆川 巖 武川 勉 望月 清賢
鈴木 幹夫 望月 勝 白壁 賢一 齋藤 公夫
山下 政樹 早川 浩 永井 学 土橋 亨
飯島 修 望月 利樹 安本 美紀 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 酒谷 幸彦 理事 山本 力 県土整備部次長 末木 正文
県土整備部技監 上田 仁 総括技術審査監 小池 雄二
県土整備総務課長 秋山 孝 美しい県土づくり推進室長 山口 雅典
建設業対策室長 秋山 剛 用地課長 市川 正安 技術管理課長 内田 稔邦
道路整備課長 大久保 勝徳 高速道路推進室長 三浦 市郎
道路管理課長 丸山 正視 治水課長 井上 和司 砂防課長 中嶋 晴彦
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 小池 厚
建築住宅課長 松永 久士 営繕課長 和田 健一

会計管理者 笹本 英一 出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉
管理課長 古屋 金正 工事検査課長 風間 達夫

教育長 瀧田 武彦 教育次長 小林 明 次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三
福利給与課長 堀内 正基 学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男
高校教育課長 長田 正樹 新しい学校づくり推進室長 池田 友博
社会教育課長 上笹 純夫 新図書館建設室長 渡辺 恭男
スポーツ健康課長 一瀬 文昭 学術文化財課長 高橋 一郎

公営企業管理者 中澤 正徳 企業理事 西山 学 技監 石原 茂
総務課長 山縣 勝美 電気課長 仲山 弘

森林環境部長 中楯 幸雄 林務長 深沢 侑企彦 森林環境部理事 山本 正彦
森林環境部次長 深尾 嘉仁 森林環境部技監 安富 芳森
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 宇野 聡夫 森林環境部参事 窪田 敏男
森林環境総務課長 小野 浩 環境創造課長 小林 明 大気水質保全課長 宮本 英敏
環境整備課長 守屋 守 みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基
県有林課長 江里口 浩二 治山林道課長 沢登 智

観光部長 後藤 雅夫 観光部理事 山本 一 観光部次長 堀内 久雄
観光企画・ブランド推進課 望月 洋一 観光振興課長 茂手木 正人

観光資源課長 芹沢 正吾 国際交流課長 古屋 正人

警察本部長 唐木 芳博 警務部長 砂山 和明 刑事部長 保坂 廣文
警備部長 北村 正彦 生活安全部長 宮崎 清 交通部長 中澤 明彦
首席監察官 有泉 辰二美 総務室長 小野 和夫 警務部参事官 興石 靖
生活安全部参事官 宮下 篤 刑事部参事官 佐藤 元治
交通部参事官 深沢 智明 会計課長 藤原 芳樹

議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 鈴木 茂久

人事委員会事務局長 藤原 一治 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸

監査委員事務局長 広瀬 猛 監査委員事務局次長 飯島 幸夫

労働委員会事務局長 石合 一仁 労働委員会事務局次長 酒井 研一

議題 認第1号 平成22年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成22年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 認第1号議案について午前10時05分から午前10時44分まで県土整備部、
出納局及び教育委員会関係、午後0時58分から午後1時16分まで森林環境部、
観光部、警察本部、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委
員会事務局関係、認第2号議案については午前10時59分から午前11時21
分まで企業局関係の総括審査を行った。
審査終了後、認第1号議案及び認第2号議案について採決し、午後1時20分
閉会した。

質 疑 県土整備、出納局、教育委員会関係

(土砂災害の警戒区域の指定等について)

山田委員 通告してある質問の内容でございますが、成果説明書の63ページ掲載の土砂災
害警戒区域等の指定について質問をさせていただきます。11月8日の山日新聞の
第1面に、「税金無駄遣い4,283億円」という記事がありました。この中に、急
傾斜地の崩落や土石流の危険地域を指定する土砂災害警戒区域については、過去1
0年の基礎調査で指定の必要があるとされた20万地点のうち、30%超で指定が
済んでいないということが指摘をされている関連でございます。まず初めに、記載
にある砂防基礎調査の内容とこの進捗状況についてお伺いします。

中嶋砂防課長 ただいまの山田委員の御質問に対してお答えします。砂防基礎調査というのは、
いわゆるソフト施策を推進するため、平成13年に制定された土砂災害防止法の中
で定められている調査でございます。いわゆる土砂災害というのは、土石流、がけ
崩れ、地滑り等がありますけれども、斜面や溪流について、地形、地質、降雨の状
況、土地利用等を調査し、これに基づいて、土砂災害警戒区域、さらには土砂災害
特別警戒区域を指定するものであります。
進捗状況としましては、本県では平成16年から基礎調査を開始しておりまして、
平成22年度までに7,272カ所の調査を行っております。以上でございます。

山田委員 進捗状況はわかりましたが、この新聞の指摘にありますように、区域指定がまだ進んでいないという会計検査の指摘もありますが、本県の指定状況はどんな状況になっているのでしょうか。

中嶋砂防課長 土砂災害指定区域等の進捗状況についてお答えします。土砂災害のおそれのある区域につきましては、成果説明書に記述のとおり、平成22年度末に、率にして81%、これは全体箇所が7,100カ所ぐらいになりますけれども、それに対して5,802カ所の指定を完了しております。残りについては、今年度おおむね完了する予定でございます。以上です。

山田委員 最後になります。指定が進んだ、実際の周知方法は、この決算書上、どの程度か出てこないんですが、実際にはどういう形で周知をしてきたのか、質問させていただきます。

中嶋砂防課長 土砂災害警戒区域等の指定方法でございますけれども、まず、山梨県公報に公示いたします。詳細な図面や情報等は、砂防課もしくは県の出先機関等で確認することができます。それと同時に、インターネットを活用しまして、山梨県のホームページでウェブ配信をして周知を行っております。

土砂災害警戒区域等を指定しますと、市町村は警戒避難体制を地域防災計画に定めるとともに、緊急時に警戒とか迅速な行動を行うため、必要な情報を住民に周知することになっております。以上でございます。

(ことぶき勸学院について)

飯島委員 生涯学習、ことぶき勸学院についてお伺いしたいと思います。ことぶき勸学院の運営については、平成22年度は、社会教育振興費の予算の中で、年間19日の地域学園講座と年間30時間の選択講座といった事業を行っております。生涯学習の機会を創出すると思っておりますけれども、具体的にどのような成果が上がっているのか御回答をお願いします。

上笹社会教育課長 23年度ですが、現在943名の在籍している学生の皆さんがいます。ことぶき勸学院については、25年目を迎えているわけですが、人生80年代ということで、高齢者の充実した生きがいを創造する場であるということ、それから、地域文化の振興あるいは地域指導者の育成・資質の向上というような目的を持って開設されており、高齢者の皆さんが事業等へ参加する中で満足度が大変高いということや、あるいは地域活動、ボランティア活動等への参画が非常に積極的であるということ、成果が上がっていると考えております。

飯島委員 創設以来25年が経過する中で、22年度も、参加している人の満足度も含め、地域貢献もして、一定の成果を上げられているということです。新聞記事等もありますけれども、先般の行政評価アドバイザー会議の結果をどのように受けとめ、どう対応するのか、改めてお伺いします。

上笹社会教育課長 9月に行われました行政評価アドバイザー会議の評価であります。本課の対象になったものは2つの事業がありまして、1つはことぶき勸学院の運営費が対象とされ、もう1つはことぶき勸学院・大学院の甲府学園ということで、そちらの運営費も対象になりまして、2つの事業が対象になりました。合わせて一体となって運用しておりますので、委員の先生方からはこの2つを合わせて評価を受けたとこ

るですが、お三方の先生いずれも廃止と、大変厳しい評価を受けたところです。

評価の理由につきましては、1点目は、創設して25年たっているわけですが、その当時に比べれば、市町村とか大学とか、高齢者の学ぶ機会が大変ふえているので、ことぶき勸学院だけがそういった機会を提供しているものではないというようなこと。

それから、2点目としまして、ことぶき勸学院が地域の指導者の育成・資質の向上を目的として設置されているけれども、地域の振興、地域指導者というのは高齢者だけに限られるものではないので、広く、若い人も含めて、地域の指導者を考えるべきではないか、高齢者だけがそういうものを担うだけではないのではないかとという指摘がございました。

3点目としましては、県費の経費が1人当たり4万3,000円ほどかかっている、ほかの事業に比べても多額の県費が投入されている点で、そういったコストをかける政策的な理由がないのではないかとというような点。

それから、4点目としましては、そういった多額の費用を、別の生活面で困っている方に支援したらどうかという視点。

それから、5点目としましては、定員の充足率が100%に達していないということで、その恩恵を受けている高齢者の割合が非常に低いということ。

それからさらに、こういった事業を継続するのであれば、基本学習費も値上げしてもいいのではないかとというような、それらの点で指摘を受けました。以上です。

飯島委員

指摘を受けたのは私も新聞等でわかっているんですが、どう対応するのかというところをもう1回御回答願います。

上笹社会教育課長 委員の皆さんからは、先ほど説明したとおりの指摘を受けたわけですが、これらのことぶき勸学院についての委員の皆さんの指摘は大変厳しいものであるし、こういった評価を受けるということについては重く受けとめているところです。

そこで、こういった指摘がありますので、ことぶき勸学院について教育委員会でもよく検討したわけですが、ことぶき勸学院が25年にわたって培ってきました高齢者の生きがいにつながっているということ、それから、地域活動へ積極的にかかわって、ボランティア活動とか、あるいは県立施設の協力員というような形で貢献しているというような、そういった成果は大いにあります。

ただ、アドバイザーの評価にありますように、高齢者の学習機会が広がってきたというようなこともありますので、市町村、大学等の他の学習機関との関係を見直したり、あるいは、県の生涯学習推進センターとの役割分担あるいは整理統合といった、そういったことを見直す中で、ことぶき勸学院については抜本的な見直しを図り、存続し、それから、大学院については、高齢者の生涯学習ニーズにこたえるということについてはおおむね目的を達したということで、廃止というような考えで対応しているところです。以上です。

飯島委員

真剣にとというか、いろいろなアドバイスを参考にしながら、25年たったこの制度を真摯に考えているということで、さらに引き続いて結果を出していただきたいと思います。

(土木費について)

小越委員

土木費の割合が前と変わらないことについて、私は昨年度の決算に非常に疑問を持っております。そこで、お伺いします。多分、県土整備部、土木関係が一番多いと思うんですけれども、県土整備部の昨年度の投資的経費の金額と、前年度と比べてどのくらい多いのか、少ないのか。前年度と比べての比較をまずお願いします。

秋山県土整備総務課長 歳出決算のうち、投資的経費の県土整備部関係の金額ということでございますが、平成22年度につきましては、県土整備部関係の歳出決算額がまず776億円余でした。そのうち、投資的経費は648億円余でございます。前年度、平成21年度に比べまして64億円余減少しております。以上です。

小越委員 前年度に比べて減少しているというお話でした。その中で、監査委員の指摘にもありました、単独事業が伸びているということですが、県土整備部の投資的経費のうちの単独事業費は幾らで、それは前年と比べてどのようになっているのでしょうか。

秋山県土整備総務課長 投資的経費のうち、普通建設単独事業費につきましては、平成22年度は320億円余でございます。これは、前年度、平成21年度が296億円余でございましたので、24億円余増加しています。以上です。

小越委員 山梨県の全体の投資的経費の単独事業が473億円だと決算資料にありましたので、そのうち、県土整備部が大半の321億円で、それは去年よりもふえているというのは事実だと思います。24億円ふえたというんですけれども、なぜ24億円ふえたのでしょうか。

秋山県土整備総務課長 単独事業費がふえた主な要因でございますけれども、これは平成21年度の2月補正におきまして、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用しました県単独公共事業費を39億円計上させていただきました。これが単独事業なんですけれども、その事業が、2月補正ですので、大部分が平成22年度の執行になったということ、これが主な要因でございます。以上です。

小越委員 21年度からの繰り越しで、経済対策のきめ細かな交付金で39億円あったというんですけれども、たしか、22年度の2月補正でも繰越額がかなりあったと思うんです。それはお幾らなのでしょうか。この単独、さっきの39億円に対する金額として、幾らなのでしょうか。

秋山県土整備総務課長 22年度から今年度への繰り越しということだと思いますが、22年度の経済対策といたしましては、9月議会、11月議会、2月議会で補正をさせていただいております。全体で89億円余でございます。このうち、今年度へは56億円余繰り越されております。以上です。

小越委員 ということは、21年度は39億円、そして、22年度は次の年へ56億円繰り越している。それが単独事業費が増加しているということの原因であれば、23年度の決算も同じようなことが言えるのではないかと思います。

それで、改めて県土整備部にお聞きします。監査委員の意見書の指摘のところには、投資的経費の増大、それは単独事業の増加により公債費の増加がこれからも心配されるという指摘があります。これは23年度も続くということになるんじゃないのでしょうか。この指摘について県土整備部はどう認識しているか、お伺いしたいと思います。

秋山県土整備総務課長 県単独公共事業費につきましては、段階的に縮減を進めています。前の行政改革大綱におきましても、対前年度8%の減、特に22年度の当初予算では15%の減と、そういう形で進めてきました。そんな中で、非常に厳しい経済状況、

そういうものをかんがみまして、切れ目のない経済対策を行うという観点から、例えば21年度の2月補正を行ったところでは、

こうした補正予算につきましては、当然、国の交付金等を最大限活用する中でやっております。先ほど39億円の補正をさせていただいたと答えましたけれども、これについても、当時の地域活性化・きめ細かな臨時交付金、それらを最大限活用する中で、県費を極力抑えた中でやっております。ですので、後年度の負担は少ない状況でございます。以上です。

小越委員

この傾向が続くのはまずいと思うんです。交付金が来たからそれを使ったと言うんですけれども、経済対策でそれをしたと。しかし、監査委員の指摘のとおり、21年度、22年度、23年度も同じ傾向が、数字上からも同じように続いていくのはまずいことだと思います。2007年度との比較ですけれども、県の投資的経費の割合は、全国順位でかなり上のほうに、6位か7位だったと思います。これが借金の増大につながっていく、公債費の負担がふえていくんじゃないかと非常に心配しています。

県土整備部の単独事業費約320億円のうち、県債、県の借金は幾らで、一般財源は幾らなんですか。この一般財源のうちに交付金が入っているという理解でいいんでしょうか。

石井委員長

小越委員に申し上げます。県土整備部の所管外となりますので、この事項については所管内での発言をお願いいたします。

秋山課長わかりますか。答えられますか。

秋山県土整備総務課長 単独事業とはいいますが、私どもが一般的に言っています県単独公共事業の中には、いわゆる緊急道路整備事業、かつて、道路特定財源で行っていたものが交付金化されたもの、そういった事業が入っています。その割合は大体半々程度でございますので、すべて県費ということではございません。

今回、平成22年度の320億円の中で県債を充当した部分ということでございますが、約92億円余という金額でございます。以上です。

小越委員

県土整備部の県単独事業費320億円のうち92億円が県債ということは、あとは交付金で賄ったということかなと思いますが、交付金だけでなく、一般財源的なものは、県民の税金は直接はないんですか。

秋山県土整備総務課長 一般財源はございます。一般財源の中にはいわゆる交付金が入っていますので、そういうものを引き抜きますと、本来でいいます一般財源といたしましては、約50億円余ということになるかと思っております。以上です。

小越委員

そうしますと、県土整備部とすれば、きめ細かな交付金を使って、県の負担を抑えたというお話だと思うんです。このきめ細かな交付金は、別に公共事業じゃなくて、ソフト事業にも使えたはずなんです。そこで、この交付金を使った経済対策をしたというお話がありました。そして、この交付金を使って、320億円の県単の県土整備部の工事をしたと。それについての建設業に対する経済効果はどのぐらいあったのでしょうか。

秋山県土整備総務課長 39億円の補正をしまして、その経済効果ということでございます。経済効果については、県の景気全体で判断されると思いますが、ちょうど年度終わりから年度初めということで、公共事業が少なくなっている時期に約40億円の工事の

発注を行ったということですので、十分に経済効果はあったと考えております。以上です。

小越委員

全然なかったというふうには私も思っていません。ただ、どういうところに経済効果があったのか、どういうところに所得をふやすことが必要かと思っています。21年度の公共事業の発注状況を見ますと、Dランクの業者が全体の32%を占めていますが、受注件数は9.6%、金額にしますと1.1%しかありません。22年度もこの傾向は変わっていないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

秋山県土整備総務課長 県土整備部の発注工事の業者別のランクということだと思います。工事によりましてランクはいろいろございます。代表的な例になりますけれども、平成22年度の土木一式工事で、これは県内業者への発注高で、全体で538億248万円ございました。そのうち、中小零細ということであれば、C、Dランクの業者だと思いますが、その業者に対しては、187億2300万円ということになります。ですから、約1割弱というところでございます。以上です。

小越委員

今、Cのランクも含めて1割、全体の248億円の23億円、1割しかC、Dに行っていないんですね。Dランクとかランク外、もっと言うと、工務店のところには仕事がほとんど、この効果は出ていないんじゃないかと思っています。経済政策といっても、零細企業にはあまり効果がなかったんじゃないかと推測できます。

昨年度の土木費の歳出に占める割合は16.3%と、前年度に比べて下がってはいますが、21年の全国平均に比べ、まだ高いと思います。私はなぜこんなに土木費が高いのかが不思議でなりません。以前、議会の答弁の中で、山梨は急傾斜地が多いから土木費が多いというお話を聞きました。そこでお聞きしたいんですけれども、22年度の砂防関係の事業費は幾らで、前年度に比べて多いでしょうか、減っているでしょうか。

秋山県土整備総務課長 平成22年度の砂防関係費ということでございますけれども、土木費の全体が786億円の歳出決算でございますが、そのうち、砂防費といたしましては81億円の歳出でございます。以上です。

小越委員

山梨県が発行しております「やまなしの砂防」、1つは2009年4月1日ですけれども、この表によりますと、この6ページに書いています砂防関係事業費の取り組みは、毎年右肩下がりにずっと下がってきております。平成20年度で、県単独が7億1,000万円、国補助が64億円ですか。今聞いても、全体の786億円のうち、約1割ちょっといっているだけですよ。

土木費が減っているから、砂防費も減っているかと思うんですけれども、この決算の資料で足し算をしてみました。そうしますと、土木費のうち、道路建設事業費関連、それは道路総務費とか道路維持費、道路建設の国や県、国直轄の県負担、これを全部足してみますと、この決算資料を足してみますと、それと砂防費の関係を見ますと、道路建設事業費に比べて、砂防費は6分の1しかないんです。河川改良を入れても3分の1しかない。この割合はずっと変わらないと思うんです。土木費の多くは道路建設とも言えます。必要な道路もあると思いますが、ほんとうに必要なのかどうか。道路建設の優先順位を昨年も検討されているんでしょうか。

秋山県土整備総務課長 まず、道路関係の費用が多いのではないかというお話でございますけれども、土木費自体が、例えばピーク時の平成10年度と比較をいたしますと、当時、平成10年度の決算額が1,581億円余です。平成22年度が786億円余とい

うことで、約半分でございました。この中の道路橋りょう費につきましても、平成10年度は747億円余でございましたが、それが昨年度は411億円余ということで、やはり半分程度の金額になっております。総じて、土木費関係は縮減を進めてまいりました。以上です。

小越委員

道路建設の優先順位をぜひつくってもらいたいと思うんです。土木費がふえても、零細企業や建設業にしっかりお金が回るような土木費の使い方をしてもらいたい。22年度も、高規格道路、西関東連絡道路や新山梨環状道路が今、ほんとうに必要なのかということもぜひ考えてもらいたい。何年も前に計画されたから道路を進めるといふんじゃなく、見直しをすることも考えて、投資的経費を抑えることに努力してもらいたいことを指摘しておきます。

(教育費の不用額について)

次に、教育委員会についてお伺いします。部局審査のときに、教育委員会の不用額についてお伺いしました。中でも、学校の、需要費やそのほかの管理運営費について、多額に残額が残っていることをお話しさせてもらいました。そうしましたら、10%留保をしているというお話がありましたけれども、この10%留保というのは、昨年度だけではなくて、いつから始まったんですか。

広瀬総務課長

10%留保ということがいつからかという御質問でございます。何年というふうにはっきり申し上げられなくて申しわけないんですが、少なくとも、ここ数年は同じような傾向が続いていると承知をしております。

小越委員

理由もなく毎年やっているというのは、何かおかしいと思う。何か理由がないと、やってはいけないことだと思います。知事部局にお伺いしましたら、昔の例の公費不正支出があったときに、預け等が起こらないようにということで始めたらしいんですけれども、小中学校でもこの10%留保というのをやっているんですか。

広瀬総務課長

小中学校の運営費につきましては、これは市町村の予算になりますので、県の予算の中ではございません。その辺どういふふうな運用されているかについては、申しわけございませんが、承知をしております。

小越委員

私も市町村に幾つか聞いてみました。先生方にも聞きましたけれども、市町村教育委員会は、そのような話は聞いたことがないと言っておりました。それで、なぜ県立高校だけやっているのか、私は不思議でなりません。幾つかの高校に直接お伺いしてみました。事務長さんや事務職の方、先生方に聞きましたけれども、10%も留保されているのは知らないと皆さんおっしゃっていました。どのようにお金の管理や運営の話現場にされているんですか。

広瀬総務課長

すべての経費について節約をしていただきたいという願いはもちろんしておるわけですが、総額、大きな金額を、県立学校が32校、特別支援学校等を入れると41校になるわけですが、それぞれの学校に、1割を留保しているよというふうなお話をして金額を管理しているということではなくて、教育委員会全体としまして、学校運営費を、まず当初必要と思われる金額をお配りして、年度中途にそれぞれの過不足等があれば、それに応じて令達をし、執行していただいているということでございます。少なくとも、各学校でいろいろなお話があったり、御相談があれば、それにはおこたえをしているつもりでございます。

結果としまして、やはり最近、節電とかそういうことも含めてでございますけれ

ども、各学校現場で非常に努力をしていただいて、一定の金額が残金として残っていると理解をしております。

小越委員　それでは、最初に各学校に行く予算、それから、全体としての予算は、どういう根拠でつくっているのか。積算根拠があるわけですよ。毎年毎年1割留保しているのは、その1割を留保する前の全額の計算根拠があるわけですよ。それは現場と違ってくるんじゃないですか。

広瀬総務課長　学校運営の予算は、原則的には、各学校の規模とか生徒数、教員数等によって変わってきますけれども、近年の実績、それから、例えば学校の改修があったというようなことであれば、それに必要な電気料とか水道料とかそういうものを含めまして積算いたしまして、おおむね標準的な経費ということで、最大これだけあれば足りるであろうという数字を当初予算として計上させていただいているところがございます。

それで、各学校の実態としてどうかということになりますと、やはり年度間でいろいろな変動がありましたり、それから、不測の事態等がございますので、そういうものに対する予備的な経費も含めて、当初予算を積算し、計上させていただいているということがございます。

小越委員　それは教育委員会そのものが、昔で言う預けをしているということじゃないでしょうか。例えば、今、全県1学区になっていて、学校の先生方は中学生に、かなり早い時期から、「うちの高校はこういういい高校ですよ」ということで、いろいろなものを配ったり、オープンスクールをやったりしています。そのときに、パンフレットをかなり配ります。パンフレットを配ったり、ある大きい高校では、文化ホールを貸してもらって、そこで説明会をしたりします。そこでいろいろなものが配られます。そのお金はこの学校運営費から出ているんですか。

広瀬総務課長　基本的には学校の運営に係る経費でございますから、この中から出ていると考えております。

小越委員　学校運営費から出ているんですね。私が聞きましたら、それは学校運営費から出ないから、PTA会費や同窓会費から出ているというふうなお話でした。某学校では、1,000人くらい来るときに、名前の入ったボールペンやファイルを配っています。学校要覧や学校説明も、1,000人来れば1,000人に配ります。もっと要ります。そのお金が足りなくなるかもしれない。だから、ほかの分、例えば部活の遠征の費用やそれは、PTA会費や同窓会費、伝統を持っているところだと同窓会がすごいありますけれども、新設校はそこが大変だとおっしゃっていました。じゃあ、そのお金も全部、需要費から出してくれるんですね。新しい学校を説明するときの、そのような印刷物やボールペンやファイルも、全部、需要費で出してくれるということですね。

広瀬総務課長　申しわけありません。少し言葉が足りなかったかもしれません。おわびをいたします。学校の運営費として支出すべきものについては当然支出させていただいて結構なわけです。ただ、学校全体として運営をしていく中で、PTAや同窓会や例えば後援会とかもあるかもしれませんが、そういうところでいろいろな御協力をいただいているということもあるかもしれません。ただ、そこまで私どもは全部承知しているわけではございません。少なくとも学校運営費として支出ができないのであればもちろんですが、できるものについては、学校運営費を使っていただくことに

については特に問題はないんだろうと考えています。ただ、先ほど申し上げましたように、いろいろな形でいろいろな団体等が御協力いただきながら、地域、学校全体として、そういうものに対応しているということもあると理解をしております。

小越委員

じゃあ、今度からは、それは学校需要費だからやってもいいということで、次の2月や3月に足りなくなったら、それを要請してもらおうということで確認していきたいと思います。学校の事務職員の方々が、そういうふうにおっしゃっていましたから。それはPTA会費や同窓会から充当しないと、金が出てこないとおっしゃっていました。

そして、こうした9割配当というのは、全国ルールではないと思います。不用額という金額そのものが、全国的にはもっと少ないと思うんです。長野県の平成20年度の決算説明書、これを見ますと、長野県の教育費の不用額は、全体で4億2,000万円です。長野県の不用額はそもそも全体が40億円なんです。長野県と山梨県を比べると、長野県のほうが大体8,400億円の決算ですから、倍以上のところ、教育費の不用額は4億2,000万円です。山梨県は不用額が24億円も残っているんですよ。高校の不用額はどうか。例えば石川県では、21年度決算で教育費の不用額は2億3,000万円です。学校関係費では6,700万円です。山梨県の教育費の不用額は異常に多過ぎると思いますが、いかがですか。

広瀬総務課長

申しわけございません、よその県がどんな状況かということは把握しておりませんが、私どもは、先ほど申し上げましたような考え方で当初の予算を組み、必要な金額を令達して、お使いいただいています。再三申し上げておりますように、10%程度の節減をお願いして、その結果としてこういうふうになっていると理解しています。

最初の配当を全額するのがいいのかとか、いろいろなお考えがあるかもしれませんが、私どもとしましては、年度の間にかかる不測の事態、それから、年度間の変動とか、施設の新設等による支出の増減とか、そういうものに備えるために一定の留保をさせていただいて、学校全体として有効に使えるようにさせていただいているというふうに理解しております。

小越委員

ちょっと古いんですけども、県のホームページの山梨の統計によりますと、公立高等学校の生徒1人あたりは、山梨県は全国第46位です。2008年度も43位です。ほかの県に比べて、公立高等学校の生徒1人あたりにかけるお金が少ないんです。十分かけていますと言っていますけれども、今の話を聞いていますと、そうじゃないと思うんです。現場の先生方は、節約しろという意味じゃなくて、今来ている金額を使って、足らなかつたらお願いすると。節約しなきゃという意識じゃないと思います。なぜ10%も留保するのか意味がわかりません。

そして、2億円、4億円、3億円残っている、この不用額は、やっぱり子供たちのために使うべきだと思います。こんなに残るんだったら、例えばお金が大変な子供たち、個人に返るものはだめだというのであれば、この子供たちの奨学金や補助金や手当、そういうものに使うように検討したらどうでしょうか。いかがですか。

広瀬総務課長

先ほどから再三申し上げておりますように、学校運営としてはそういう考え方でやっております、残った金額をどういうふうにするかということにつきましては、予算の仕組みの中で、必要なものがあれば、それで流用して使わせていただいているわけでございます。教育費の一人一人の金額ということになりますと、これについては、多分教職員の数とか、そういうものによっても随分違って来るとは思います。申しわけございません、詳しい分析はしてございませんけれども、少なく

とも、今、学校運営費はこういう形で決算を打っておりますけれども、これで学校でもものすごく不足があって教育に支障があるというお話は伺っておりませんので、私どもはそういうふうに理解して、適切な運営をさせていただいているところでございます。

小越委員 最後をお願いします。それが適切に十分足りているといたしますけれども、だったら、各高校や事務の先生、それから、各学校の現場の先生から、来年どんなものが足りないのか、どういうものが必要なのか、ぜひ聞き取り調査をしてもらいたいと思います。市町村の小学校、中学校では、今ちょうど、来年度予算を各学校から上げているということです。高校でもそういうことをしてもらいたいです。

石井委員長 小越委員に申し上げます。

小越委員 はい、そこで終わります。

石井委員長 決算審査とかかわらないものですから……。

小越委員 来年度それは必ず、先ほどの話もありましたけれども、使えるもの、使えないものがありますけれども、ぜひそれは各高校、保護者から要求をとってもらいたいと思います。以上です。

質 疑 企業局関係

(電気事業について)

前島委員 意見書を提出させていただきました内容について、意見を述べさせていただきました。公営企業関係の3会計を拝見させていただきました。電気事業会計、温泉事業につきましては、減額の情勢、収益とはいえ、電気会計は5億6,000余万円の純利益を上げていただいております。それから、温泉事業につきましても、小さい会計でございますが、2,000万円の健全な運営で推移されている点は大変評価をしているわけでございます。一方で、地域振興事業は7,000万円の純損益を出しているという状況にかんがみまして、私といたしまして、ここに御提示させていただきましたような、電気事業会計とあわせて地域振興事業をセットで意見書をまとめさせていただいたところであります。

歴史的に見ましても、極めて安定的な経営状況が維持されているという点では、電気事業会計は、本県の各種の事業会計に比べたら、大変健全な運営が続いていて、県の財政運営にも折々大きく寄与した歴史的な背景の中で、22年度決算も、前年度に比べて若干減収ではありますが、健全経営が続いている点で評価をしたいと思います。

ただ、御承知のように、純利益の歴史的な背景を見ると、12年とか19年、12年のころは10億円台を上げているわけでございますから、そういう点を考えますと、電気料金と費用の関係がだんだん縮まってきている傾向があるという点を指摘させていただいておきたいと思っております。

特に今回意見書の中で、地域振興事業会計の長期貸付金の残高62億1,000余万円が大変心配の種だと思っております。貸付先の事業状況を拝見しておりますと、平成16年に指定管理者制度を導入して、そして、今、ちょうど25年の10年間の指定管理者の契約になって、26年度は更改ということになるわけですが、この状況を見ていると、非常に下り坂の厳しい経営がこの地域振興事業。地域振興

事業とは、八ヶ岳一帯の丘の公園、あるいはアクアリゾートの施設等々が中心であります。これについての回収の見通しは、非常に暗い懸念の感が引き続いてあるということでございます。そういう点についてまず所見を伺いたい。

山縣総務課長

電気事業から見た地域振興事業会計への貸付金の回収という御意見でございますけれども、地域振興事業の立場からということで、総務課長のほうから答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、ゴルフ場を中心とした地域振興事業は、原油価格の高騰とか、あるいはゴルフの利用単価の低下など、非常に厳しい状況にあることは間違いありません。しかしながら、指定管理者を導入いたしました平成16年度から昨年の22年度までに3億6,500万円余の償還を行ってきております。25年度までは現行の指定管理者制度を維持することになっておりますので、厳しい状況ではありますけれども、引き続き、借入金の償還に努めていきたいと考えております。

前島委員

10年間という指定管理者制度でございますから、途中で見直しということを経営に入れて、指定管理者と契約を結ばれているということも承知しているわけがあります。21年と22年は非常に厳しい経営環境に見舞われているということの中で、2,000万円の減額を認めざるを得ない状況の中でやっている。しかし、今の状況から見ると、今の手法だと、さらに大変な経営が続いていくのではないかと感じるわけがあります。

まずこのことについて、私は、企業の経営の原理原則ということについて、やはり企業局は原点に立って物を判断していく必要があると思います。私どもが考える企業の基本というのは、結果を出すということだと思います。結果を出すということが、企業の大原則だと私は思っているわけです。そして、改革や見直しということについては、非情さを持たなければいけない。あまり情をかけない。このことがやはり大事だと思っています。

情をかけていくと、傷口が大きくなっていってしまう。今、出資法人を含めて、林業公社とか住宅公社とかが県民に多額の負の負担を強いていかなければならないところまできているということについては、折々の決断、そして、結果に対して、迅速な対応が足りない。これは行政がやる公営企業の大きな欠点の要素だと私は思っています。

そういう点で、これから26年に向かって新しい更改をするに当たっては、10年間で結果が出せないということであれば、新たな指定管理者の選定に踏み込むような強い決意で企業会計に取り組まないと、62億円というのはだんだん負の貸付金になっていってしまうという懸念で、私はいつも見ているわけです。どこかで短い期間に取り組むと。

御承知のように、皆さんの行政というのは、4年置きに知事選があり、首長が変わる。そういう中で、普通の一般企業に比べて、迅速な対応、踏み込み、そういうものが足りないことが、多くの公営企業の大きな累積赤字を招いてしまう、負の決算になってしまうところがあります。そういう点をどうかひとつ参考にしていただいて、そして、とにかく結果を出す。そして、指定管理者という制度を導入した以上は、10年の中で結果が出ない場合には、やっぱり抜本的な指定管理者の見直しを含めて、前に進んでいく取り組みが必要と考えております。そういう点で、管理者あるいは理事のお立場で所見を聞いておきたいと思っています。

中澤公営企業管理者

指定管理者制度を導入してから、着実に借入金の返済が進んでいるということは事実でございます。しかしながら、62億円という借金が残っているということも事実でございます。私ども企業局とすれば、今ある施設を良好な状態に保って、

有効に活用を図りながら、八ヶ岳南麓地域の振興と県民福祉の向上に寄与しながら、借入金を着実に返済していくと、そういうことが大事ではないかと思っております。

第2期のチャレンジ山梨行動計画におきましても、行政改革の一環としまして、地域振興事業については、地域振興事業の厳しい経営環境、あるいは施設設備の老朽化の進行、あるいは、丘の公園の地域における役割などを踏まえまして、現在の指定管理者の期間終了後の事業のあり方について検討していくことになっておりますので、今、委員のほうからいただいた意見等も十分踏まえながら、検討していきたいと思っております。

前島委員

県有林の高度活用を図るためのスタートで、八ヶ岳の開発という大きなテーマで取り組んだという歴史的な経過は評価しているんです。八ヶ岳観光資源としての拠点として、核になっていることも事実。もし市中銀行から地域振興事業がこの金を借りていたら、それは金利で大変だった。そういう面では、やはり企業局の中で、お互いの行政間の中でお互いの貸し付けをしてきたという点では、それはそれなりに、そういう点での相互関係については、理解はしているわけです。どうかそういう点をひとつしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それで、最後でございますが、これからの電気事業会計の課題として、今、貸借対照表、損益計算書などを見せていただきましたけれども、高い金利の企業債という問題もある。これらに対してどういうふうに対応しているんだろうかということ。それからもう1つは、東京電力と売電計画をやっているわけですから、福島原発の影響と売電関係についてはどうだろうかということ。最後は、電気事業者の自由化の動向、新しい太陽光やいろいろな自由化の流れを見て、それらに対しての見方、所見をもう1度、企業管理者なり理事から伺いたいと思います。

西山企業理事

償還の件につきましては、現在、繰り上げ償還あるいは借りかえ等の制度が、電気事業におきましては認められておりませんので、鋭意、毎年毎年返済していくという形をとってまいります。東日本大震災、福島原子力の事故等によりまして、発電事業そのものが非常に見直されております。私たちが対応しております水力発電並びに再生可能エネルギー関係の太陽光につきましては、積極的に発電量をふやすような方策を今後も講じてまいりたいと考えております。また、経営環境等の問題でございますけれども、一時、企業局の電気事業関係については、民営化というふうな話もあったのでございますけれども、昨今の電力事情の逼迫の面から、公営といえども、電気事業を一生懸命やっていくんだという方向で、全国の会員も頑張っておりますので、その中の一員としまして、引き続き頑張っていきたいと考えております。以上でございます。

(電気事業について)

望月(勝)委員

電気事業について1点お伺いします。意見書を出してあるんですが、特に今、先ほどからお話のように、エネルギーの中の電力不足という中で、水力発電が非常に重視されているところじゃないかと思えます。それによって、22年度の予算を見まして、決算のほうで、修理費とかそういうものがかかって、利益的には純利益が多少、前年度よりは減額している。

早川水系が6施設、笛吹川水系が10施設あるわけですが、その中の発電所自体の耐用年数といいますか、または機械、いろいろな中の設備の減価償却、そういうものを見たときに、非常に企業局が頑張っていて、努力してやってくれているんですけれども、ほんとうに山梨県のドル箱企業でございます。こうしたもので、先ほど出ている地域振興事業のほうへも貸し付けをしている。せっかく気概を上げている中でそういうことが出たということで、発電所の状況、多分、早川水系もも

う40年以上たっている施設がほとんどじゃないかと思えます。それから、笛吹水系。これらの今後の機械、それから、建物自体のそうした経費をどのぐらいこれから企業局で見ているのか、そこらからまずお聞きしたいです。おそらく耐震もかかわってくるんですけども、耐震の状況も含めてお願いします。

仲山電気課長 これからどれぐらい費用がかかるかという御質問に関しまして、12年間の長期の改修計画を企業局で立てていまして、これは費用を平準化するという目的で、改修工事の長期的な計画を立てています。その中で、24年から35年の事業費といったしましては、改良工事として、12年間で89億円を組み込んでおります。そのほかの修繕ポイント等については、12年間で121億円というふうに見通しを立てて、1億の資金計画とあわせて見通しを立てているところでございます。

望月（勝）委員 今、そうした施設の今後の状況を聞かせてもらったんですが、売電によって、東電との料金の更新契約、そういうものは何年置きぐらいにやっているんですか。

仲山電気課長 東京電力との料金更改につきましては、2年に1回行っております。21年に15年契約の長期受給契約を結んでおりますので、その15年間で、2年ごとに料金の更改を行っていくという組み立てになっています。

望月（勝）委員 電力の契約更改は、ほとんど東電の一方的な意見によってやるんですか。それとも、県のほうの意見もかなり入りますか。

仲山電気課長 料金算定には、国の算定要領がございまして、基本的にはそれにのっとって行いますが、費用の中に、修繕費等として、修繕工事等の内容については、この機会にやるのが適当であるかどうか、そういうやりとりはございます。

望月（勝）委員 発電所の状況は様子が大体わかってきました。太陽光もまだ歴史が浅いから、これはどうなるかわかりませんが、水力発電は相当歴史が長い状況の中で、管理者にちょっと聞きたい。将来的にこれだけの施設の中で大幅改修とかいろいろあるんですけども、22年度積み立てをしたものに対する、1億円ぐらいの積み立てをしていくらしいですが、その程度でいって、今日までの状況とこれからのそういう状況を見たときに、大規模改修等が施設のあちこちで出てくると思うんですが、それらに対して、今の企業局の運営状況をお聞かせ願いたい。

西山企業理事 積み立てというのは、その年に例えば工事が特別集中するとか、そういった場合に平準化するためにある程度積み上げているものでございます。それ以外、先ほど電気課長から説明しましたような、10カ年の計画がある程度決まっている部分に関しましては、年に1回なんですけれども、その都度、東京電力と協議をして、それを売電単価の中にも織り込んでいくということで確保しております。

ですから、そういう面からいまして、現在、それ以外に、例えば大きな災害、この前の台風12号、15号は非常に大きな災害だったんですけども、そういったものに対応するために、例えば建設改良の積立金等を積んでおりまして、これが22年度末には19億円ぐらいの金額になっております。また、新たな小水力発電とか、あるいは水力発電を建設するための資金としましては、今の建設改良積立金も使えます。それとあわせて、中小水力開発改良積立金が約26億円ございますので、そういった面では、資金的には、先ほどの12カ年の工事計画に合わせたもので策定をした中では十分確保できていると認識をしております。

質 疑

森林環境部・観光部・警察本部・議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・労働委員会事務局関係

(やまなし大使による情報発信について)

早川委員

やまなし大使による情報発信についてお伺いします。770万円の予算枠に対して690万円の予算執行がありました。そのうち、約190万円を使って、県からやまなし大使に対して、月1回、年12回、県の情報の提供を行ったということですが、この事業の成果についてお伺いいたします。

望月観光企画・ブランド推進課長 情報発信につきましては、月1回、「やっぱり山梨」という情報誌、また、県の観光パンフレット、また、季節においては、お歳暮・お中元に使えるような山梨の物産・産品が買えるような情報提供、この部分を送ってやっておりまして、その情報を活用していただきまして、いろいろな情報提供等を行っていただいているところでございます。

早川委員

大使に発信するというその先の、例えばホームページとかブログ、ツイッターへの情報提供や、企業へはポスターを掲示したり、そういう先のお願い。また、そこにも書いたんですけども、大使同士では顔が見えなくて、横のつながりがなかなかなくてという意見を私も耳にしているんですが、例えば名前を公表して、横のつながりを図れば、新たな情報発信の幅が広がるのではないかという声もあります。いずれにしても、金額が少ない中ですけども、突っ込んだ、その先の大使からの情報発信については、やり方をもう少し検討していただければと思います。

また、もう1点、予算的に、そのうちの約430万円の経費で、やまなしサポーターズ倶楽部の交流会を開催したとのことですが、この交流会については、どのような成果があったのかお伺いいたします。

望月観光企画・ブランド推進課長 ホームページやいろいろな情報発信を依頼できないかという点でございしますが、大使の中には、ブログやツイッター、フェイスブック等を含めて、情報発信をしたり、会社に本県のポスターを掲示していただいている方もいらっしゃいます。

その中で、先ほど出ましたサポーターズ倶楽部を年1回やっているんですが、その出欠の際に、どんな活動をやっていただいたかというアンケートをとっております。その中でいろいろな活動事業を御報告願っているわけなんですが、それにつきまして、サポーターズ倶楽部のときに発表したり、また、情報提供の際、観光大使の方がこんなことをやっているということをお示しして、個別に情報発信をお願いしているところであります。

また、大使の名前を公表することについてどうだという点につきましては、やまなし大使につきましては、個人的な活動として情報発信はお願いしているところでございます。そこで、基本的には名前を公表しないということで、大使の就任の御理解を得ています。御提案のとおり、名前の公表ということで横の発信の幅が広がることもありますが、現在の大使というのは、マスコミ等で名前の流れている方ばかりではなく、企業の方とか、個人で働いている方もございますので、名前の公表、名簿につきましては、両方、不適切に使われるような可能性もございしますので、そんなことも危惧されますから、現状のとおりのお扱いをしたいと考えております。

また、交流会の成果でございしますが、大使につきましては、知事がその場でさまざまな大使の方にトップセールスをしたり、県の幹部もそのときにおりまして、いろいろな情報交換もしているところです。また、いろいろな県の製品の紹介等をし

て、大使に十分山梨県の魅力を知ってもらっていると考えております。

早川委員

効果ということです。交流会なんですけれども、やり方として、1つには、機会をふやすためにも、例えば規模を縮小して、年に2回、3回開催して、例えば分野別に開催をして、本県に対する具体的な県政の提言をいただくことも図っていただいてもいいのではないかと考えます。いずれにしても、決算ですので、反省を踏まえて、来年度に生かしていただければと思います。以上です。

(県議会議員の海外視察研修について)

小越委員

部局審査でもお尋ねしました、議会費の県議会議員の海外視察についてお尋ねします。部局審査のときには、手続上に目的があり、その目的に対して、行程も、経費も支払われているので、合致しているとお話がありました。

そこで、お伺いしたいと思います。例えばエジプト・トルコの視察の目的には、福祉関係、公共交通、世界遺産、文化歴史関係とあります。報告書によりますと、社会福祉の施設を訪問し、カッパドキアでは、世界遺産に役立ったのではないかと。3つ目に、町を散策しながら、観光行政に生かせるのではないかとあります。視察先は5カ所で、そのほかは説明がありません。ピラミッドやスフィンクス、トルコ石専門店やアンカラ市内の視察、イスタンブール市内視察と観光旅行の行程も散見されますが、これは目的として妥当と判断できるのでしょうか。

鈴木総務課長

目的が妥当かどうかというお話なので、その御質問に対してお答えするとすれば、目的が妥当であったから、経費なりを支払っているということでございます。

小越委員

北欧を視察されたケースでは、教育福祉施設・政策について実態を把握し、議員活動に生かすとあります。しかし、視察先には世界遺産のトゥルク城があり、行程表、報告書を見ますと、丸々1日はこのお城の見学に充てています。報告書では、観光地の感想が書いてあるだけです。これは視察の目的「教育福祉の施設、政策について実態を把握し、議員活動に生かす」に合致しているのでしょうか。

鈴木総務課長

うろ覚えで申しわけございませんけれども、仙台地裁か何かの判例の中であったかというふうに記憶はしております。例えば計画の中にないところに仮に行ったような場合でありまして、それをもってして、必ずしも不法とか、研修にストレートにはマッチしないのかもしれませんが、県の行財政運営というような大きな目的の中でそこに行った価値があるのであれば、それは必ずしもだめであるとは言えないというような判例があったような記憶がございます。ですので、その辺から照らし合わせますと、その点についても妥当であると思われる。

小越委員

トゥルク城は最初の日程の申請のときにも書いてありますし、報告書の中にも、11月7日終日トゥルク城視察と、11月7日はこれしかありません。ちなみに、その前の日は、ヘルシンキ大聖堂、スオメンリンナ島(世界文化遺産)、それから、教会を見ております。この1日半は、福祉の話のところと合っていないと私は思います。それは最初の申請のときからわかっていたはずであり、これは観光地めぐりではないかと思っています。

そして、熊本の地裁の判例では、これは政務調査費ですけれども、現地の行政担当者や施設運営管理者と面談したり、資料の収集を行っていないもの、一般の観光客ないし旅行者でもなし得る行動しかとっていないのであって、それは私ごとの旅行と差異がないと認められると。そして、内容の報告書についても、一般観光者と旅行者においても報告が可能な内容にとどまっており、市政に与える影響の具体的

な内容に当たらないとあります。

これと同じようなことが、この観光地、イスタンブールに行ったりとか、それから、教会めぐりにも当てはまるんじゃないでしょうか。

鈴木総務課長

判例については幾つかそれぞれあるかと思いますが、賛成であるものもあれば、反対であるものもあると思います。相対するものがあるかと思いますが。

熊本の判例に合うかどうかについて、私がそれをお答えできるものではありません。

小越委員

県議会研修要綱によりますと、研修には幾つかあります。その中で、研修は政策課題研修、専門分野研修、一般研修、海外研修と分かれております。海外研修は、県政にかかわる分野及びこれに関する分野について、海外事情の調査・研修とあります。一般研修には、議会及び議員活動に必要な一般的知識に関する事項とあります。なので、海外研修は一般研修とは全く違う扱いです。県政にかかわる分野について研修してくるということになっております。

しかしながら、先ほどの北欧の申し込み用紙によりますと、「議員活動に生かす」と書いてあるんですね。北欧のところは、福祉施設・政策の実態を把握し、議員活動に生かすと。この目的は、海外視察研修の目的に合わないと思うんですけども、それを許可することはできるんでしょうか。

鈴木総務課長

許可することができるかどうかというお話でございますけれども、既に許可してございますので、許可できるというふうに踏んで、許可したものだと思っております。

小越委員

この報告書を見ますと、「百聞は一見にしかず。皆さん、海外で見聞を広めましょう」「議員は井の中のカワズにならないように、見聞を広め」とありますけれども、これでは一般研修と同じなんです。議員の海外視察研修の目的には合っていないと私は思います。報告書を見る限りでは、観光地の写真であり、また、報告書の体をなしていないものがあります。報告書には、日程、氏名、研修の日程表、研修の概要・目的・内容・成果を書くと思いますが、幾つか報告書を見ますと、成果は書かずに、観光地のガイドや感想を書いているだけしかないというのがあります。これに税金を支払うことは、不適切であると思います。

もう1点お聞きします。部局審査のときに、手続上も妥当であったと。例えば11月1日に申請して、2日に決定し、4日に出発していると。これは妥当だというお話がありました。しかし、そのときに、例えば普通は、いろいろなところの見積もりを出してもらって、どれが一番安く、どれが一番安全かと思うんですけども、たった1日、2日で、宿泊代、通訳のお金、貸し切りバスなど、どうやって妥当だと判断できるんでしょうか。

石井委員長

小越委員に申し上げます。海外研修の手続に関するものであり、予算の効果・執行評価などの、委員会の審査すべき内容から逸脱しているものと思われれます。所管内の発言をお願いします。

小越委員

これはお金の使い方として妥当かどうかを、決裁したわけ、使ったわけですから、ぜひお答えいただきたいと思っています。例えばそうであったとすれば、行って帰ってきたときに、普通は、県職員であれば、1週間とか、少なくとも1カ月以内には報告書を出さないと、上司に怒られると思うんですけども、この海外視察研修に限っては、報告書が出てきたのは数カ月たってからというものもあります。この

海外視察研修には、速やかに議長に報告書を提出するとあります。速やかというのは、半年、3カ月じゃないと思うんですけども、その点はいかがですか。

鈴木総務課長　　そのお尋ねについては、ことしの2月の当初予算のときにも、総務委員会の中でお尋ねがあったかと思います。当時、担当が、「速やかとは、できる限り早くというふうな意味であろうか」とお答えをしているかと思います。でき上がってきた報告について、行ってきた視察の重さとか、そういうことをそれぞれの議員もお考えになられての上で、吟味されながらお出しいただいていると思っております。以上でございます。

石井委員長　　小越委員に申し上げます。決算の審査にかかわらない事項に質疑が及んでおりますので、質疑を変えていただきたい。

小越委員　　昨年度の議会費の中で、海外視察研修がどのように使われたのか、どのように妥当だったのかというのを質問しております。

それで、先ほどお答えいただけなかったんですけども、普通は、見積もりをとって、幾らかかったのか出すのが当然だと私は思っています。職員なら当然のことを、県議会議員は、そのまま出してきたものを、旅行会社に言われたそのまま、判こを押して、1日、2日で決裁を出して、行くということ……。これは議会事務局にお願いするよりも、議員のみんながやっぱりこれを改めていくべきだと私は思っております。観光旅行のようなものが散見される、このような海外視察研修に税金を使ったことは不当であると思ひ、私はここには反対をしていきたいと思ひます。

※認第1号 平成22年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討 論

小越委員　　平成22年度一般会計、特別会計決算認定に反対の討論をします。

昨年度は予算時よりも大幅黒字になる収支となりました。しかし、県民生活を改善される取り組みであったとは言えません。相変わらずの公共事業偏重の県政でした。土木費の割合は16%と、全国平均よりも依然として高く、景気対策といひながら県民所得につながっていません。雇用対策も安定した雇用確保策とは到底言えず、県職員の給与カット、ボーナスカットは公共施設建設の基金に積むなどしています。公債費は18%を超え、公共事業の増発で今後も借金はふえ続けていきます。

第二に、公共事業や誘致企業、大企業には甘く、県民生活には冷たい県政でした。県の産業集積促進助成金を助成された企業が撤退しても、補助金返還も求めず、税金滞納の県民には差し押さえありきの対応でした。県立病院を独立行政法人とした途端に、基準ベッドを20床も減らし、遷延性意識障害者の手当を削減しました。

第三には、県民への説明責任を果たさず、不明朗、不適切な県政が続きました。明野処分場は漏水検知システムが作動したこと、また、同和対策奨学金は借用証書がなくても貸し付けをし、返済を滞らせたままです。観光旅行同然の県議の海外視察を税金で執行し、談合と認定されるような企業に公共事業を発注するという県政であったことに対して、私は反対いたします。以上です。

採 決 賛成多数で認定すべきものと決定した。

※認第2号 平成22年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討 論 なし

採 決 全員一致で認定すべきものと決定した。

その他 ・委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 石井 脩徳